

第2次富山市男女共同参画プラン(案)の  
パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

第2次富山市男女共同参画プラン(案)について、パブリックコメントを実施いたしました結果、次のとおりご意見が寄せられましたので、それに対する市の考え方と併せて公表いたします。

- 意見募集期間：平成28年12月28日～平成29年1月11日
- 意見者数：4名
- 意見数：11件

No.	該当項目	ご意見	市の考え方
1	プラン全般	<p>本プランが、「男女」という2つのジェンダーグループ間の平等にとどまることなく、究極的には「すべての個人」の平等を目指している、「多様性」を尊重している、という点をさらに強調していただきたい。</p> <p>・文言中で、「男女の」「男女が」を「性別にかかわらず、すべての人(個人)の」「誰もが/すべての人が」等と置き換えて差し支えない箇所については、置き換えを行う</p> <p>・可能な範囲で「多様(性)」という語句を文言中に盛り込み、多様な性的指向・性自認をもつ性的マイノリティの人々をも「セーフティネットからこぼれ落とさない」との意志を示す</p> <p>など、富山市がしっかりと「多様性」を意識していることが伝わるような表現を可能な範囲で盛り込んでいただけると、ご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>日本国憲法で規定する基本的人権の尊重の理念の下、本プランでは、全ての個人を尊重することと法の下での平等が前提にあるところです。しかし一方で、本プランは、男女共同参画社会の実現が最終的な目標であることから、「男女」の記載を基本とし、可能な範囲で「多様性」などの語句を用いることとしております。</p> <p>なお、今回のご意見を踏まえ、次の一点を修正いたします。</p> <p>【修正箇所】 前期実施計画体系図(概要版)等 2-(3)-② 障害者・ひとり親家庭等の自立支援 ↓ 2-(3)-② 様々な困難を抱えた人々への支援</p>
2		<p>男女共同参画というのは、憲法の個人の尊重と法の下での平等を実現するために、すべての人が尊重しあえる社会のためのものだと考えています。本プランも性的マイノリティも含めたすべての人のためのものであるべきかと思えます。</p>	
3	基本目標1 施策方針	<p>「多様な生き方」を、多様な性自認や性的指向を含めた記述にしてほしい。</p>	<p>「多様な生き方」は、基本目標1に係る「施策方針」の中の言葉であります。この「施策方針」は、目標達成に向けた施策の基本方針であり、様々な具体的な施策を包含できるような文章にする必要があると考えております。</p> <p>このことから、「性自認や性的指向」の他、様々な要素を含めて「多様な生き方」としているところであります。</p>
4		<p>男女間の暴力ゼロだけではなく、同性間でもDV被害があることを考慮してほしい。</p>	<p>同性間(パートナー間)でもDV被害があることは認識しており、実際にDV相談にも対応いたします。</p> <p>なお、本プランは、男性から女性への暴力の他、性暴力や女性から男性への暴力、さらには同性間(パートナー間)の暴力も対象としておりますが、多くの市民が理解しやすい表記として、「男女間のあらゆる暴力」を用いております。</p>
5	基本目標4	<p>レズビアンやゲイなど、同性間の暴力も念頭に置いて対応を考えるべきだと思います。</p>	

No.	該当項目	ご意見	市の考え方
6	前期実施計画体系図(概要版) 1-(1)-①	男女共同参画の広報・啓発に、多様な性のあり方の広報・啓発も含めてほしい。	多様な性自認や性的指向に関して、現在、具体的な施策は行っていないため、まずは、国や他都市の取り組みの状況を調査してまいりたいと考えております。
7	前期実施計画体系図(概要版) 1-(2)-①、②、③	家庭・学校・地域・事業所での教育・学習の推進に、多様な性についての内容も盛り込んでほしい。	
8	前期実施計画体系図(概要版) 2-(3)-④	セクシュアル・ハラスメントを、多様な性自認や性的指向を踏まえたものにしてほしい。	
9	前期実施計画体系図(概要版) 4-(2)-②	DVの相談体制の強化に、相談員への性的少数者のDV被害についての教育、啓発を含めてほしい。	
10	市民意識調査	市民意識調査は、従来通りの男女だけではなく、多様な性自認や性的指向を含めたものも検討してほしい。	市民意識調査については、男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを的確に把握するために実施しています。その質問については、より多くの方に共通し、現在の状況を的確に捉えることができる項目や、直近の社会問題に関する項目を取り入れていきますが、一方では、回答者の負担も考慮し、質問を厳選する必要があると考えております。お寄せいただいたご意見については、検討いたしますが、最終的には次回調査を実施する平成32年度に、判断したいと考えております。
11	基本計画1 取り組む主要テーマ(3) 「心と体の健康づくり」	<p>健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、非喫煙者を受動喫煙の危害から守る課題の重点施策をお願いします。</p> <p>(1)男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。</p> <p>(2)公共性の高い施設(飲食店を含め)だけでなく、家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要です。</p> <p>(3)食堂・レストランなどのタバコの煙から若い女性、妊産婦、子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。市民(及び利用者)は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならない旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも同様の義務づけを定める。or 勧奨する。</p> <p>(4)2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」及び「日本再興戦略2016」、また2014年7月に閣議決定された「健康・医療戦略」では、「国民の健康寿命を1歳以上延伸」が2020年までの達成目標として掲げられ、「世界最先端の健康立国へ」や、2015年6月に公表された保健医療2035でも「健康長寿の実現」が盛り込まれていることから、上記に述べた喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸、要介護の減少に大きく寄与することでしょう。</p> <p>(5)特に若い女性の痩身傾向は不健康であることも周知し、減少させることは極めて重要です。</p>	<p>喫煙及び受動喫煙防止対策といたしましては、本市ではまちぐるみ禁煙支援事業として、妊産婦や乳幼児の保護者を対象に各種母子保健事業での啓発をはじめ、小学校・中学校の児童の保護者向けの啓発や、児童生徒向けの禁煙教育を実施しております。また、がん予防や生活習慣病予防の一環として、地域健康教育の機会を利用し、周知・啓発に努めているところです。</p> <p>禁煙・分煙への取組といたしましては、飲食店への呼びかけをはじめ、公共施設や自治公民館等を対象に調査や啓発を実施しております。</p> <p>2020年の東京オリンピック開催を3年後に控え、現在、国において受動喫煙防止に向けた取組の強化について検討がなされていることから、本市におきましても、国の動向を注視しながら、禁煙・分煙の推進や、受動喫煙防止への取組を一層推進してまいりたいと考えております。</p>